

資料9

26.4.24・25生活困窮者自立促進支援
モデル事業等連絡会議

自立相談支援事業に従事する 職員の研修について

自立相談支援事業に従事する各支援員の養成研修について

- 自立相談支援事業の実施に当たっては、多様で複合的な課題を有する生活困窮者に対し、包括的かつ継続的な支援が適切に行えるよう、十分な専門性を有する支援員（※）を養成していくことが重要である。（※）主任相談支援員、相談支援員、就労支援員
- このため、平成26年度から当分の間、国において直接、計画的に養成研修を行うこととし、平成26年度予算においては、当該養成研修の実施に必要な費用として約4,000万円を計上しているところ。
- なお、国が行う養成研修の実施状況を踏まえつつ、一定期間経過後は、都道府県単位で実施することについて、検討していくこととしている。
- 平成26年度に実施する養成研修では、各支援員に求められる資質を十分に高めることができるよう、専門的かつ実践的な研修内容とすることを検討している。
- 自立相談支援事業に従事する各支援員は、原則として養成研修を受講する必要があると考えているが、新制度施行段階においては、研修を受講していない場合であっても業務に従事することができるよう、一定の経過措置を講ずる予定である。
- また、主任相談支援員については、自立相談支援機関の相談業務全般のマネジメントや、他の支援員の指導・育成、支援困難ケースへの対応等の高度な相談支援技術が求められることから、養成研修の受講に加え、一定の資格又は実務経験を必要とすることを検討している。
この点についても、新制度施行段階で要件を満たしていない場合であっても業務に従事することができるよう、一定の経過措置を講ずることを検討している。

自立相談支援事業の体制について（案）

- 自立相談支援事業については、以下の3職種を配置することを基本とすることを考えている。
- ※ 各職種には主に以下のような役割が求められるが、自治体の規模等によっては、相談支援員が就労支援員を兼務することなども考えられ、配置のあり方について、今後更に検討する予定。自立相談支援機関においても、それぞれの役割に縛られ過ぎるのではなく柔軟に対応することも重要である。

職種	主な役割
主任相談支援員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談業務全般のマネジメント、他の支援員の指導・育成 ○ 困難ケースへの対応など高度な相談支援 ○ 社会資源の開拓・連携 など
相談支援員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮者への相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ アセスメント、プラン作成 ・ 社会資源の活用を含む包括的な支援の実施 ・ 相談記録の管理や訪問支援などのアウトリーチ など
就労支援員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮者への就労支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ ハローワークや協力企業などとの連携 ・ 能力開発、職業訓練、就職支援、無料職業紹介、求人開拓 など

自立相談支援事業従事者養成研修事業の実施について

- 平成26年度における自立相談支援事業従事者養成研修事業は以下のとおり実施することとしている。
- なお、本研修事業は、全国社会福祉協議会に委託して実施することとしている。

【研修の開催方法】

研修名	主任相談支援員養成研修	相談支援員養成研修	就労支援員養成研修
日程	【前期】 7月14日(月)～7月16日(水) 【後期】 8月26日(火)～8月28日(木)	【前期】 9月8日(月)～9月10日(水) 【後期】 10月6日(月)～10月8日(水)	【前期】 11月4日(火)～11月6日(木) 【後期】 12月8日(月)～12月10日(水)
研修日数	前期：3日(21時間) 後期：3日(21時間)	前期：3日(21時間) 後期：3日(21時間)	前期：3日(21時間) 後期：3日(21時間)
研修カリキュラム	前期：共通カリキュラム 後期：主任相談支援員養成研修カリキュラム	前期：共通カリキュラム 後期：相談支援員養成研修カリキュラム	前期：共通カリキュラム 後期：就労支援員養成研修カリキュラム
対象者数	240名程度	240名程度	240名程度

※なお、今後研修の開催案内等を通じて、具体的な実施方法について周知する予定。

平成26年度における養成研修対象者について

自立相談支援事業に従事する各支援員は、原則として養成研修の受講を義務づける予定であるが、新制度施行段階においては、一定期間、研修を受講していない場合であっても業務に従事することができるよう、経過措置を講ずる予定である。

1. 主任相談支援員養成研修の対象者

- 平成26年度生活困窮者自立促進支援モデル事業において主任相談支援員として配置されている者(今年度中に配置する予定の者も含む。)
- なお、主任相談支援員については、一定の要件を課すことを検討しており、現時点においては以下の①から③のいずれかに該当することを考慮の上、選定いただきたい。

- ①社会福祉士、精神保健福祉士、保健師として保健、医療、福祉、就労、教育等の分野における業務に5年以上従事している者あり、かつ、生活困窮者への相談支援業務その他の相談支援業務に3年以上従事している者
- ②生活困窮者への相談支援業務その他の相談支援業務に5年以上従事している者
- ③相談支援業務に準ずる業務として、実施主体である自治体の長が認めた業務に5年以上従事している者

2. 相談支援員養成研修の対象者

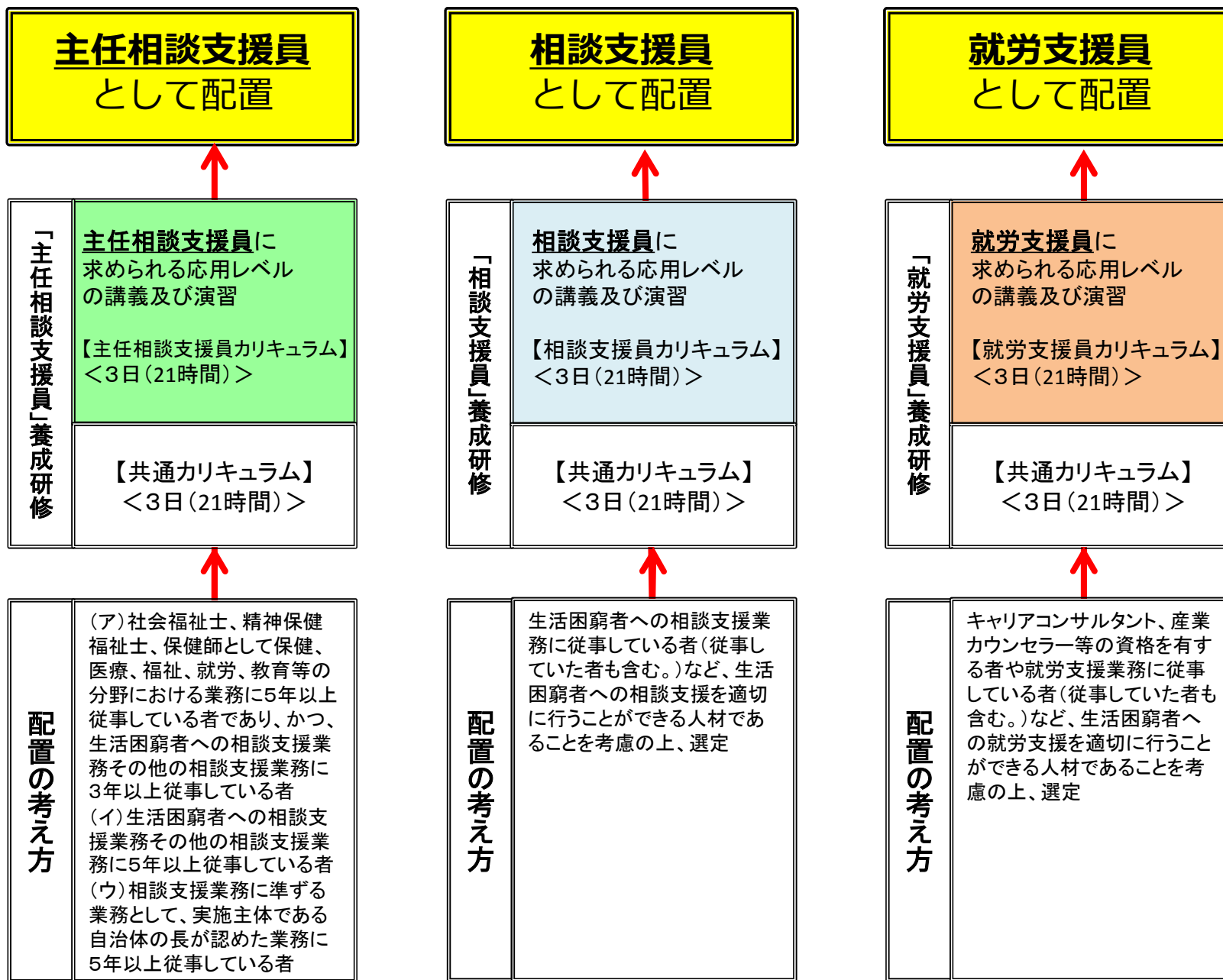
- 平成26年度生活困窮者自立促進支援モデル事業において相談支援員として配置されている者(今年度中に配置する予定の者も含む。)
- なお、生活困窮者への相談支援業務に従事している者(従事していた者も含む。)など、生活困窮者への相談支援を適切に行うことができる人材であることを考慮の上、選定いただきたい。

3. 就労支援員養成研修の対象者

- 平成26年度生活困窮者自立促進支援モデル事業において就労支援員として配置されている者(今年度中に配置する予定の者も含む。)
- なお、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者や就労支援業務に従事している者(従事していた者も含む。)など、生活困窮者への就労支援を適切に行うことができる人材であることを考慮の上、選定いただきたい。

※各研修の対象者はモデル事業において支援員として配置される者が基本となるが、都道府県、指定都市については、モデル事業を実施する予定がない場合についても、各研修の受講定員を超えない範囲で受講できるものとする。都道府県等の担当者には、各自治体において、行政や地域の関係機関を対象とした研修会等を企画すること等をお願いする。

各支援員の配置の考え方について



支援員に求められる基本倫理

1. 生活困窮者の権利擁護

※現在、自立相談支援事業の従事者のための養成研修テキストを作成しているところ。
本頁と次頁は、当該テキスト案から支援員に求められる基本倫理と基本姿勢を
抜粋(一部改編)したものである。

① 尊厳の確保

本制度の対象者には、社会から差別や偏見、不平等な扱いを受け、人間としての尊厳が脅かされた経験があり、心に大きな傷を負っている方も少なくない。支援員は、利用者一人ひとりを、可能性や力を持つかけがえのない存在として捉えていく視点を持ち、人間の尊厳を確保していくことが求められる。

② 本人の主体性の確保

本制度における自立支援は、本人が自らの意思で自立に向けて行動するようになることが基本であり、本人が自ら選択し、支援員がその過程をサポートするという関係性が重要である。支援員は、ときには時間がかかっても、本人が自ら考え行動できるようになるまで待つことも大切である。

2. 中立性・公平性の確保

支援員は、利用者の権利を代弁する機能を担いながら、常に中立性・公平性を念頭においた支援が求められる。支援を行うにあたって、利用者本人のニーズを離れて、関係機関の都合が優先されることは避けなければならない。一方で、本人に対し受容的な姿勢を保ちながらも、客観的な判断ができなくなるという事態は避けなければならない。難しい判断が必要な場合は、チームや組織として決定することが大切である。

3. 秘密の保持

秘密保持の視点は、利用者と支援員の信頼関係を構築するためにも欠かすことのできないものである。利用者の状況を正確に把握することは、適切な支援を開始するために重要であるが、利用者にとっては、不安や生活状況を包み隠さず話すことは難しいものである。そうした中で得られた個人情報は、高い意識を持って管理されなければならない。

支援員に求められる基本姿勢

1. 信頼関係の構築

利用者と支援員との間に信頼関係がなければ、本当の意味での支援は始まらない。利用者は、信頼を持っていない相手に対し、心を開き、過去の忘れたい出来事や本当は表現したくない気持ち、考えをきちんと伝えることはできない。お互いが課題解決に向けて同じ方向に動きだそうとする関係を構築することが重要である。

2. ニーズの的確な把握

ニーズとは、利用者自身が問題解決のために対応すべき本質的な課題であり、的確なニーズの把握は、適切な支援を行ううえで不可欠なものである。そのため、支援員は、利用者の話を丁寧に聞き、利用者の潜在能力や生活環境などのあらゆる側面から理解を深め、利用者にとってのニーズとは何かについて把握していくことが求められる。

3. 自己決定の支援

利用者が自らの意思で自立に向けて行動することができるよう、利用者のニーズ把握の過程から、利用者自身が持つ将来に向けた希望や展望などの思いに寄り添いながら、利用者が自分自身の力でその思いを実現していく内発的な動機付けを強化する。同時に、利用者の外部環境を整えていくことが求められる。

4. 家族を含めた支援

生活困窮の問題には、家族間の問題が潜んでいる場合も少なくない。家族全体の課題を解決しなければ、本人の自立を達成することが難しい場合もあり、本人の支援と合わせて、家族への対応も適切に行うことが求められる。他方、虐待などで家族から切り離すことを検討するケースもあるので注意が必要である。

5. 社会とのつながりの構築支援

利用者が社会参加と自立を果たすためには、利用者自身が、家族や友人のほか、近隣住民などとの社会関係を構築していくことが必要となる。例えば、同じ境遇で頑張っている仲間と話す機会を設けたり、自らを否定せずに受け容れてくれる居場所を用意したりするなどの工夫も必要であり、本人を支える環境を整備していくことが大切である。

6. チームアプローチの展開

利用者は様々な複合的な課題を有している。そのため、自立相談支援機関の各支援員だけではなく、関係機関や関係者からなるチームによる支援が必要である。全てのチームの構成員が、利用者の状況や解決すべき課題を共有し、よりよい解決策を検討し、それぞれが担う役割と責任を踏まえて課題の解決を図っていくことが求められる。

7. 様々な支援のコーディネート

利用者の自立を困難にしている要因は、その人ごとに異なっていたかたちで複合しているため、自立相談支援機関の支援員は利用者の状況に合わせた最も適切な支援内容をコーディネートしていくことが求められる。その際、福祉分野のみならず、保健、雇用、教育、金融、住宅、産業、農林漁業など、様々な分野と連携し、できる限り多くの選択肢の中から、利用者の課題を解決するための最善の方策を提示することが必要である。

8. 社会資源の開発

生活困窮者を支援するためには、あらゆる社会資源の導入が必要となる。仮に地域に十分な社会資源が用意されていない場合には、社会資源を開発するという視点が重要となる。社会資源開発の前提として、支援員はまず地域の社会資源の状況を把握することが求められる。